

ふくい学生ミニチャレンジアイデアコンテスト2026募集要項

1 コンテストの趣旨

学生が主体となって始める新たな活動を応援し、福井の地域課題解決や活性化につなげるとともに、チャレンジしやすい環境づくりに寄与する。

2 コンテスト主体等

- (1) 事業主体 福井県
- (2) 採択審査 ふくい学生ミニチャレンジアイデアコンテスト2026審査委員会(以下「審査委員会」という。)

3 応募資格

次の(1)～(10)をすべて満たす者とする。

- (1) 15歳以上～25歳以下(中学生を除く)の学生であること
- (2) 18歳未満の者は保護者からの同意を得ていること
- (3) 全員が該当年齢内の個人、グループまたは団体(任意団体を含む)であること(※営利法人の応募は不可)
- (4) プランを確実に遂行する能力・体制を有すること
- (5) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること
- (6) 宗教的活動または政治的活動を目的としていないこと
- (7) 公序良俗に反する活動を行っていないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体でないこと
- (9) 県からの照会や連絡に対し、速やかな連絡や回答ができる体制を有すること
- (10) 福井県が所管する他の補助金、助成金の交付を受けていないこと(市町が実施する補助金等については受給可能)

4 対象となるプラン

次の(1)～(4)をすべて満たす活動プランとする。

- (1) 新たに開始する活動プランであること
- (2) 下記のいずれかに該当すること
 - ・福井への愛着や誇りを醸成するもの
 - ・若者が活躍できる場の創出
 - ・人との交流を促進するもの
 - ・福井の魅力を広く発信するもの

※学校の正規の授業(総合的な探究の時間等)として、評価や単位取得を目的に実施する活動は対象外。ただし、当該授業をきっかけとして、授業時間外に生徒が主体的に行う発展的な活動については、本事業の対象とする。

- (3) 営利活動を目的としていないこと
- (4) 採択日以降に開始し、令和9年3月10日までに完了する活動であること

5 対象経費

プラン実施に必要な経費(事業規模が1万円以上)

(例)広報費、会場使用料・賃借料、謝金・報償費、旅費、消耗品費等

※応募者や応募団体の構成員への人件費、謝金、報酬、賃金、手当、外注費、その他これらに類する費用は対象外

6 支援金

最大3万円

7 応募期間、応募の手続

募集期間内に、電子申請応募フォームに入力および応募シートを添付し提出すること。

(1) 応募方法

ア 応募フォーム

下記の福井県電子申請システムより入力してください。

<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=Y3S6b0TF>

※回答内容に誤りのないよう、提出前に必ずご確認ください。

イ 提出物(応募フォームに添付すること)

・応募シート

(2) 応募期限について

応募にあたっては、活動開始予定日の1ヶ月前までに、応募書類がすべて提出されていることを必須として、それ以降の応募は受け付けない。

(3) 応募期間

応募は以下の期間に分けて実施する(各期5枠程度)

第1期: 6月 1日(月)～ 6月30日(火)

第2期: 7月15日(水)～ 8月14日(金)

第3期: 10月 1日(木)～10月30日(金)

※各期間の応募状況により、募集枠に余りがある場合は、追加募集を行うことがある

(4) 問い合わせ先

福井県県民協働課 県民・若者活動支援グループ 島田

E-mail: kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp

TEL: 0776-20-0237

8 審査・選定方法

(1) 審査委員会

採択プランの審査および選定は、県が別途定める審査委員会が実施する。

(2) 審査基準

6つの評価項目(①公益性、②主体性、③創造性、④協働性、⑤実現性、⑥発展性)を軸として応募シートの内容を加味しながら審査を行う。

(3) 審査方法

審査は書類審査とする。

(4) 結果発表

応募書類の提出後、概ね10日程度を目安に審査を行い、結果は随時、電子メールにより応募者に通知する。

9 採択後の支援金の交付

採択者は採択決定後速やかに、以下の書類を県に提出すること。

・支援金交付請求書(様式1)

・保護者同意書(様式2)※代表者が18歳未満の場合のみ

なお、採択通知日の翌日から活動開始することは可能だが、支援金の交付は上記書類を受理後1カ月半程度要するため注意すること。

10 事業報告

採択者は事業完了後速やかに、以下の書類を県に提出すること

・事業報告書(様式3)

・収支報告書(様式4)

11 支援金の返還

次に掲げる場合は、支援金の返還を求められることがある。

(1) プランの内容を履行しない場合

(2) プランの実施を中断する場合

(3) 令和9年3月10日までにプランが完了しない場合

ただし、応募者に責任の無いようなやむを得ない事情が発生した場合で事前に書面でスケジュール等のプラン内容の変更を申し出て、県民協働課の承認を得た場合に限り、期限を延長することがある。但し延長は1回限りとする。

(4) 応募書類、報告書その他提出物の記載事項に、虚偽の記載または重大な誤りがあった場合

(5) その他支援金の返還が適当と県民協働課が認める場合

12 その他留意事項

- (1) 県や県の事業を実施する団体の制度で他に補助金、助成金等を受ける場合は、本事業の支援対象としない。
- (2) 市町が実施する補助金等の県以外に補助金や助成金等を受ける場合には本コンテストの支援対象とする。ただし、総プラン費から他の制度で支援を受ける金額を除いた額を支援金額の上限とする。
- (3) 採択プランの実施にあたっては、採択者が作成するチラシやホームページ等において、本コンテストの採択を受けて実施していることを明示(記載例:「ふくい学生ミニチャレンジコンテスト2026採択事業」)するとともに、マスコミ等の取材の際にも本コンテスト採択を受け実施していることに言及すること
- (4) 採択プランの実施にあたっては、法令、条例、規則等を遵守すること
- (5) 予算上限に達した場合は募集を終了とする